

《いわぎん》入金照合サービスご利用規定

第1条 サービス内容

1. 《いわぎん》入金照合サービス（以下、「本サービス」という）とは、本サービスの申込人（以下、「利用者」という）が販売代金等の請求先（以下、「振込依頼人」という）に対して、株式会社岩手銀行（以下、「当行」という）の「振込専用支店（仮想店）」に開設する「振込専用口座」をそれぞれ割り当て、振込専用口座へ振込まれた資金を利用者が指定する預金口座（以下、「入金指定口座」という）に即時に振替えるサービスをいいます。
2. 本サービスの利用時間は当行所定の取扱日・取扱時間とします。なお、取扱日・取扱時間については、利用者に事前に通知することなく変更することがあります。
3. 取扱手数料
 - (1) 本サービスの利用にあたっては、別にお知らせした当行所定の取扱手数料および消費税が必要となります。

その際、当行は月額払いの取扱手数料および消費税については、普通預金規定（総合口座取引規定を含む）または当座勘定規定にかかわらず、預金通帳・同払戻請求書の提出または小切手の呈示を受けることなしに、本サービスについて利用者が指定した手数料引落口座から、この規定で定める日に自動的に引き落とします。
 - (2) 契約料は、本サービスの申込成立時に頂戴いたします。
 - (3) 基本手数料は、当月分について翌月の10日（銀行休業日の場合は翌営業日）に引き落とします。なお、1カ月に満たないサービス期間（サービス開始月を除く）についても、1カ月分の基本手数料を頂戴いたします（日割り計算はいたしません）。
 - (4) 口座使用料は、当月末（サービス開始月を除く）の振込専用口座数に基づいて計算された金額を、翌月の10日（銀行休業日の場合は翌営業日）に引き落とします。なお、サービス解約月については解約時点の振込専用口座数に基づき口座使用料を頂戴いたします。
 - (5) 当行は利用者に事前に通知することなく取扱手数料を変更することがあります。また今後提供するサービス内容の変更等に伴い本サービスにかかる取扱手数料を新設あるいは改定する場合についても、前号と同様の方法により引き落とします。
4. 大量の振込入金明細を迅速にかつ効率的に照合する場合には、入金明細をデータファイルとして取得するため、本サービスのほか、当行EBサービス（《いわぎん》インターネットEBサービス「ビジネスWeb」、「新EBサービス」）における「データ伝送サービス」を別途契約し、「データ通知サービス（入出金明細通知サービス、振込明細通知サービス）」を申し込むことが必要となります。

第2条 利用申込

1. 申込方法
 - (1) 本サービスの申込にあたっては、本規定およびその他関連諸規定の内容を理解したうえで、本サービスを利用することを承諾し、「《いわぎん》入金照合サービス利用申込書」（以下、「利用申込書」という）に必要事項を記載して当行に提出することとします。
 - (2) 当行は、利用申込書の記載内容に不備等がないことを確認し、所定の手続きを行うこととします。なお、当行は取引実績、業務内容等を総合的に判断のうえ、本サービスの申込をお断りさせていただく場合があります。

2. 入金指定口座の届出

(1) 本サービスの利用にあたっては、利用者名義の普通預金口座または当座預金口座の一つを「入金指定口座」として利用申込書により届け出るものとし、入金指定口座の届出印については今後発生する本サービスに関する一切の書面による届出に使用するものとします。

(2) 本サービスにおける手数料引落口座についても前項同様に利用申込書により届け出るものとします。

3. 申込内容の変更

利用者は、本サービスにおいて利用する内容を変更する場合には、当行に対して必要事項を記載した「利用申込書」を提出するものとします。

第3条 振込専用口座

1. 振込専用口座は、利用申込書をもって開設するものとし、別途印鑑票のお届けは不要とします。

2. 振込専用口座は、「第1条 サービス内容」の目的に沿ってのみ使用するものとし、入金、出金その他次の各号に定めるサービスは対象外とします。

- (1) 取引情報照会
- (2) 通帳、当座入金帳の発行
- (3) キャッシュカードの発行
- (4) 小切手帳、手形帳の交付
- (5) 残高証明書の発行

3. 振込専用口座の開設は、100口座単位とし、連番とします。

4. 振込専用口座は、付利計算の対象外とします。

第4条 利用者情報

1. 利用者の情報は、当行が公表する「個人情報の利用目的について」に記載の業務内容ならびに利用目的の達成に必要な範囲で利用できるものとします。(利用者が法人の場合は、「個人情報の利用目的について」に準じて取扱いします)

2. 利用者および当行は、本サービスにより知り得た相手方の情報について、本利用規定等に定める場合を除き第三者に漏洩しないものとします。

なお、本項の定めは本サービスの解約後も効力を有するものとします。

第5条 届出事項の変更等

1. 届出名称、称号、代表者、住所、電話番号、印章その他届出事項に変更があったときは、当行所定の書面によりただちにお取引店に届け出るものとします。

なお、この届け出の前に利用者に生じた損害については、当行は責任を負いません。

第6条 解約等

1. 本サービスは、当事者の一方の都合によりいつでも解約できることとします。ただし当行に対する解約の通知は、当行所定の書面によるものとします。

2. 当行の都合により本サービスを解約する場合は、届出の住所に解約の通知を行います。その場合、その通知が延着したまたは到着しなかった場合でも、通常到着すべき時に到着したものとみなします。

3. 利用者が次の各号のいずれかに該当した場合、当行は利用者になんら通知することなく、本サービスを解約することができます。

- (1) 支払の停止または破産、民事再生手続開始、会社更正手続開始、会社整理開始もしくは特別清算開始の申立があった場合。
 - (2) 手形交換所の取引停止処分を受けた場合。
 - (3) 住所変更等の届出を怠るなど利用者の責に帰すべき事由により、利用者の所在が把握できない場合。
 - (4) 利用者が第1条3項に定める取扱手数料を支払わない場合。
 - (5) 1年以上にわたり本サービスの利用がない場合。
 - (6) 利用者が本利用規定に違反した場合など、当行が解約を必要とする相当の事由が生じた場合。
4. 本サービスが解約された後に振込専用口座への振込があったときは、利用者になんら通知することなく振込資金を仕向銀行宛に返却することとします。この場合、振込依頼人、仕向銀行その他第三者からの異議により損害が生じた場合においても、当行は責任を負いません。

第7条 有効期間

1. 本サービスの有効期間は利用開始の日から起算して1年間とし、利用者または当行から特に申し出のない限り、期間満了の翌日から1年間継続することとし、以後も同様とします。

第8条 準用規定

1. この規定に定めのない事項については、普通預金規定（総合口座取引規定を含む）、当座勘定規定等により取扱います。

第9条 反社会的勢力の排除

1. 利用者は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
 - (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
 - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - (5) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
2. 利用者は、自らまたは第三者をして次の各号に該当する行為を行わないことを確約します。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは脅威を用いて銀行の信用を毀損し、または銀行の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為

第10条 免責事項

1. 「第1条 サービス内容」に基づく「入金指定口座」への入金について、振込依頼人、仕向銀行、その他の第三者からの異議により損害が生じた場合においても、当行は責任を負いません。
2. 次の各号により、本サービスの取扱いに遅延、不能、漏洩等があっても、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。
 - (1) 災害・事変、裁判等公的機関の措置等のやむを得ない事由があった場合。
 - (2) 当行または金融機関の共同システムの運営体が相当の安全措置を講じたにもかかわらず、端末機、通信回線またはコンピュータ等に障害が生じた場合。
 - (3) 振込依頼人における振込先の記載・入力相違があった場合。
 - (4) 当行以外の金融機関の責に帰すべき事由があった場合。

第11条 合意管轄裁判所

1. 本サービスに関する法律関係の紛議が生じた場合の訴訟については、当行本店所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

第12条 規定の変更

1. この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更するものとします。
2. 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。
3. 前二項による変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

以上
(2020.4.1)